

○農林水産省令第 号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十条の五第一項ただし書及び第五十四条の二第三項並びに農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十八条及び第十九条第二項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(役員等の兼職等が認められる場合)</p> <p>第七十九条 法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事(当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。) 次に掲げる場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号。以下「平成二十七年改正法」という。) 附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会(以下「組織変更後農業協同組合連合会」という。)であって、同条第五項第三号及び第四号の事業を行うものの常務に従事する役員(経営管理委員を除く。)となる場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(組織変更後の農業協同組合連合会に係る名称の使用制限に関する特例の要件)</p> <p>第二百四十条 平成二十七年改正法附則第十八条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 その行う事業が平成二十七年改正法附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部のみであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 会員に出資をさせないこと。</p>	<p>(役員等の兼職等が認められる場合)</p> <p>第七十九条 法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事(当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。) 次に掲げる場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号。以下「平成二十七年改正法」という。) 附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会であって、同条第五項第三号及び第四号の事業を行うものの常務に従事する役員(経営管理委員を除く。)となる場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(組織変更後の農業協同組合連合会に係る名称の使用制限に関する特例の要件)</p> <p>第二百四十条 平成二十七年改正法附則第十八条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 その主たる事業が平成二十七年改正法附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p>

四 其の定款に剰余金の配当をする旨の定めがないこと。

五 其の定款に解散したときは其の剰余財産が特定の個人又は団体（国、地方公共団体及び次に掲げる法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

イ 公益社団法人又は公益財団法人

ロ その目的と類似の目的を有する一般社団法人又は一般財団法人

ハ 組織変更後農業協同組合連合会のうち、平成二十七年改正法附則第十八条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるもの

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条 平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

一 （略）

二 農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは組織変更後農業協同組合連合会における平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課（次号において「監査担当部課」という。）又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと。

三 （略）

2 6 （略）

附則

（新設）
（新設）

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条 平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

一 （略）

二 農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは平成二十七年改正法附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（次号及び第二百四十三条において「組織変更後農業協同組合連合会」という。）における平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課（次号において「監査担当部課」という。）又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと。

三 （略）

2 6 （略）

附則

第一条の三 組織変更後農業協同組合連合会（平成二十七年改正法

（新設）

附則第十八条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるものに限る。次項において同じ。）の常務に従事する役員についての第七十九条第一項第一号の適用については、同号又中「役員となる場合」とあるのは、「役員又は他の法人の役員となる場合（イからリまでに掲げる場合を除く。）」とし、同条第二項第二号の規定は適用しない。

2 法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）が組織変更後農業協同組合連合会又は組織変更後一般社団法人（平成二十七年改正法附則第二十二條第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であつて、平成二十七年改正法附則第二十六條の規定により、その名称中に、引き続き全国農業協同組合中央会という文字を用いるものをいう。）の非常勤の役員となる場合については、第七十九条第二項第二号の規定は適用しない。

【別葉】

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式第六号(一)の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

ただし、同日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、当該規定を適用することができる。

別紙様式第6号(1) (第202条第3項第1号関係)

(略)

目次

(略)

第1～第9 (略)

第10 事業別の明細

イ (略)

ロ 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	当期首保有高		当 期 増 加 高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高		共済付加入
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生 命 総 合 共 済											
終 身 共 済											
定 期 生 命 共 済											
養 老 生 命 共 済											
う ち こ ど も 共 済											
医 療 共 済											
が ん 共 済											
定 期 医 療 共 済											
介 護 共 済											
生 活 障 害 共 済											
年 金 共 済											

別紙様式第6号(1) (第202条第3項第1号関係)

(略)

目次

(略)

第1～第9 (略)

第10 事業別の明細

イ (略)

ロ 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	当期首保有高		当 期 増 加 高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高		共済付加入
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生 命 総 合 共 済											
終 身 共 済											
定 期 生 命 共 済											
養 老 生 命 共 済											
う ち こ ど も 共 済											
医 療 共 済											
が ん 共 済											
定 期 医 療 共 済											
介 護 共 済											
生 活 障 害 共 済											
年 金 共 済											
建 物 更 生 共 済											

建物更生共済																				
合計																				

(記載上の注意)

- 1 「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、「介護共済」にあつては一時払契約の死亡給付金額、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。）について記載すること。
- 2 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約についても合算して記載すること。

② 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	当期首保有高		当期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医療共済										
がん共済										
定期医療共済										
合計										

(記載上の注意)

(略)

③ 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	当期首保有高		当期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
介護共済										
生活障害共済 (一時金型)										
生活障害共済 (定期年金型)										

合計																				
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）とし、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。）について記載すること。
- 2 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約についても合算して記載すること。

② 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	当期首保有高		当期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医療共済										
がん共済										
定期医療共済										
合計										

(記載上の注意)

(略)

③ 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	当期首保有高		当期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
介護共済										

<p>(記載上の注意)</p> <p>「金額」欄は、<u>介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害 年金年額</u>について記載すること。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>第11～第16 (略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>「金額」欄は、<u>介護共済金額</u>について記載すること。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>第11～第16 (略)</p>
---	---